

規定(5)

「日帰りバスツアー」参加申込後のキャンセルについて

自然と文化科

1. 日帰りバスツアーにおいて、参加申込後にキャンセルした者に対し、下記の通りキャンセル代を徴収する。
 - (1) 当日を含めた3日間にキャンセルした場合は、参加費(参加者へ返金がある場合はその返金額を差し引いた金額)の50%をキャンセル代として徴収する。
 - (2) 日帰りバスツアーの案内文には、下記の文言を入れる。
『当日を含めた3日間にキャンセルした場合は、参加費の50%をキャンセル代として申し受けます。』
 - (3) 上記の参加費とは「貸切りバス代」とする。
2. キャンセル代の取り扱い
 - (1) 収支計算で参加者の参加費で不足が生じる場合、不参加者のキャンセル代を充当して余る時は、余剰金は科の預り金へ繰り入れる。また、不参加者のキャンセル代を充当しても不足する時は、科の預り金から支出するか、参加者から追加徴収する。
 - (2) 収支計算で参加者の参加費で余剰が生じる場合、余剰金は参加者へ返金するか、科の預り金へ繰り入れる。この場合、不参加者から徴収したキャンセル代は科の預り金へ繰り入れる。
3. 日帰りバスツアーのキャンセル代は、バス代の補助が科からある、なしに関わらず、上記考え方で徴収する。
4. 宿泊を伴うバスツアーの場合は宿泊代・バス代等の費用が高くなるので、参加費のキャンセル代については別途検討する。

以上

この規定は2017年4月1日より適用する